

# 「ぶちうまエクスポーター」設置要領

令和3年3月制定  
やまぐちの農林水産物需要拡大協議会

## 1 趣旨

やまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下「協議会」という。）は、新たに輸出にチャレンジする事業者の裾野を広げ、県産農林水産物の輸出拡大を推進するため、協議会の取組と連携しながら、県内の他事業者（以下「他社」という。）の商品をとりまとめて輸出する事業者として、「ぶちうまエクスポーター」（以下「エクスポーター」という。）を設置する。

## 2 取組内容

エクスポーターは、次に掲げる取組を行い、他社商品（山口県産農林水産物、またはそれを原材料とした加工品とする。以下同じ。）の輸出を行う。

(1) 自社の輸出ルートを通じた他社商品の売込み

(2) 他社と売込先との契約の調整

原則、エクスポーターが窓口となる間取引とするが、他社と売込先が直接取引する場合は、契約手続き等を支援する。

(3) 物流の調整等

自社商品等と混載し、県内港やエクスポーターが指定する県内倉庫から一括して輸出する。

また、自社Webサイトに掲載するなど、エクスポーターの取組のPRを行う。

## 3 登録要件

エクスポーターに登録できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 県内に本社、または事業所を設置していること

(2) 輸出実績があり、輸出のノウハウやネットワークを有すること

(3) 事業の趣旨に賛同し、取組内容を遂行する意思があること

## 4 登録手順

エクスポーターへの登録手順は、次のとおりとする。

(1) エクスポーターへの登録を希望する事業者は、ぶちうまエクスポーター登録申請書（別紙様式1）（以下「登録申請書」という。）を協議会に提出する。

(2) 協議会は、登録申請書を受理した場合は、当該申請者が登録要件を満たすことを確認の上、エクスポーターとして登録し、協議会のWebサイトに掲載する。

## 5 登録内容の変更

エクスポーターは、登録された内容に変更が生じた場合は、ぶちうまエクスポーター登録事項変更申請書（別紙様式2）を速やかに協議会に提出するものとする。

## 6 登録の取消

協議会は、次のいずれかに該当する場合は、エクスポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) エクスポーターが、登録基準を満たしていないことが明らかとなった場合
- (2) エクスポーターが、取組内容を遂行できないことが明らかになった場合
- (3) エクスポーターの意向により、エクスポーターとしての取組を継続しない場合
- (4) 違法行為を行う等のエクスポーターとしての資質を欠く場合

## 7 登録の更新

登録された内容は、6の登録の取消がない限り、各年度末まで有効とし、自動で毎年度更新するものとする。

## 8 取組実績報告

エクスポーターは、協議会の求めに応じ、取組実績を報告するものとする。

## 9 協議会の支援

協議会は、エクスポーターの取組が効果的に遂行できるよう、エクスポーターに対し次の支援を行う。

- (1) 協議会が作成するリーフレット等、エクスポーターに係るPR用資材を提供
- (2) 協議会Webサイトへの掲載等により、エクスポーターの活動をPR
- (3) 協議会が開催する各種展示商談会や個別商談会について情報提供
- (4) 新たに輸出にチャレンジする事業者の紹介

## 10 免責事項

協議会は、エクスポーターと他社又は第三者との間において生じた取引、紛争等について、一切責任を負わないものとする。